

# ○小千谷市営住宅条例施行規則

平成9年12月26日

規則第39号

(昭和36年9月13日規則第5号小千谷市営住宅条例施行規則を全部改正)

改正 平成10年3月18日規則第2号

平成11年3月23日規則第2号

平成12年12月25日規則第39号

平成13年6月29日規則第12号

平成14年3月26日規則第9号

平成19年3月28日規則第37号

平成20年3月31日規則第24号

平成23年3月18日規則第7号

平成24年3月21日規則第9号

平成25年3月29日規則第29号

平成26年9月29日規則第26号

平成27年12月28日規則第37号

平成30年6月22日規則第36号

令和2年3月30日規則第16号

## 目次

### 第1章 総則（第1条）

#### 第1章の2 市営住宅等の整備基準（第1条の2—第1条の14）

### 第2章 市営住宅の管理（第2条—第28条）

### 第3章 市営住宅の中堅所得者等の使用（第29条・第30条）

### 第4章 市営住宅の社会福祉法人等の使用（第31条・第32条）

### 第5章 駐車場の管理（第33条—第41条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規則は、小千谷市営住宅条例（平成9年小千谷市条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

## 第1章の2 市営住宅等の整備基準

(市営住宅等及びその敷地に関する基準)

第1条の2 条例第3条の3第4項に規定する規則で定める基準は、次条から第1条の14までに定めるところによる。

(位置の選定)

第1条の3 市営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

(敷地の安全等)

第1条の4 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

(住棟等の基準)

第1条の5 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とするものとする。

(住宅の基準)

第1条の6 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第4号に規定する公営住宅の買取り又は同条第6号に規定する公営住宅の借上げ（市営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃貸する場合にあっては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。）に係る市営住宅については、この限りでない。

- 3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、前項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。
- 4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。
- 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。ただし、第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。

（住戸の基準）

第1条の7 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

- 2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- 3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。ただし、前条第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。

（住戸内の各部）

第1条の8 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。ただし、第1条の6第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。

（共用部分）

第1条の9 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、第1条の6第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。

(附帯施設)

第1条の10 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとするものとする。

(児童遊園)

第1条の11 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとするものとする。

(集会所)

第1条の12 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとするものとする。

(広場及び緑地)

第1条の13 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとするものとする。

(通路)

第1条の14 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものとするものとする。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられたものとするものとする。

## 第2章 市営住宅の管理

(入居者の資格)

第2条 条例第5条第1項第4号アに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表

第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ) に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者であって、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者であって、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

カ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害その他これに準ずるものとして市長が認める事由により、次のいずれかに該当することとなった者

(ア) その居住する住宅が滅失し、又は損壊した者であって、住宅の再建が困難であり、又は住宅の再建に相当の期間を要すると認められるもの

(イ) その居住する住宅に引き続き居住することにより、その生命又は身体に危害を受けるおそれがあると認められる者

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる者のほか、住宅に困窮していることについてやむを得ない理由があると市長が認める者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(入居の申込み)

第2条の2 条例第7条第1項又は第37条第2項の規定による市営住宅の入居の申込みは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による市営住宅入居申込書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 次号に掲げる者以外の者 様式第1号

(2) 条例第6条第1項に規定する者及び条例第37条第1項に規定する者 様式第2号

2 前項の市営住宅入居申込書には、申込者及び同居させようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の状態にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）について次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第11条各号のいずれかに該当する場合等で市長が必要でないとするものについては、この限りでない。

(1) 住民票の写し

(2) 住宅困窮を証する書類

(3) 市長が指定する期間に係る収入額を証する書類

(4) 申込者に婚姻の予約者がある場合は、婚姻の予約を証する書類

(5) 条例第5条第1項第4号ア若しくはイ、第6条第1項又は第37条第1項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

(6) その他市長が必要とする書類

3 前項の規定にかかわらず、市長が小千谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年小千谷市条例第29号。以下「番号利用条例」という。）の規定により前項各号に掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を利用することができる時、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる時は、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。この場合において、前項第3号に掲げる書類の添付を省略するときは、様式第2号の2による同意書を添付しなければならない。

4 第1項の市営住宅入居申込書は、当該申込みに係る入居者又は入居補欠者の選考に限り効力を有する。

（入居者の決定）

第3条 条例第7条第3項若しくは第4項又は条例第37条第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による市営住宅入居決定書により行うものとする。

- (1) 次号に掲げる者以外の入居決定者 様式第3号
- (2) 条例第7条第5項に規定する入居決定者 様式第4号

#### 第4条 削除

(抽せん)

第5条 条例第9条第3項に規定する抽せんを行う場合は、公開して行うものとし、入居申込者に対し、抽せんを行う日の3日前までにその日時、場所及び方法を通知するものとする。

- 2 前項の抽せんには入居申込者のうちから2人以上を抽せんに立ち合わせるものとする。  
(優先的な入居者の決定)

第6条 条例第9条第4項に規定する規則で定める速やかに市営住宅に入居することが必要であると認められる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 海外からの引揚者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等
- (3) 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）第2条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第8条第1項に規定する炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の状態にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のない者で現に20歳未満の子を扶養している者
- (5) 60歳以上の者（同居者（配偶者、親族であるおおむね60歳以上の者及び親族である18歳未満の者を除く。）のある者を除く。）
- (6) 本人又は同居者が、次のいずれかに該当する者
  - ア 第2条第1号アからウまで又はオに掲げる者
  - イ 住居における化学物質を原因とするシックハウス症候群の患者であって、現在の住居に継続して居住することが健康上適切でなく、かつ、当該住居から転居することが健康上適切であるもの
- (7) 18歳未満の同居者が3人以上ある者
- (8) 公共事業の施行に伴い立退きの要求を受けた者であって、市長が特別の事情により

必要であると認めるもの

(9) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 法第3条第3項第3号（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は法第5条（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 法第10条第1項（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者であって、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(11) 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下この号において「犯罪等」という。）により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいい、前号に掲げる者を除く。）であって、次のいずれかに該当する者

ア 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となった者

イ 従前の住居又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住居に居住することが困難となった者

(12) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(13) 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害その他これに準ずるものとして市長が認める事由により、次のいずれかに該当することとなった者

ア その居住する住宅が滅失し、又は損壊した者であって、住宅の再建が困難であり、又は住宅の再建に相当の期間を要すると認められるもの

イ その居住する住宅に引き続き居住することにより、その生命又は身体に危害を受けるおそれがあると認められる者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、住宅に困窮していることについてやむを得ない理由があると市長が認める者

（入居補欠者の選定）



第7条 条例第10条第1項の規定により入居補欠者を選考する場合は、当該市営住宅ごとに入居の申込みをした者の住宅困窮の度合に応じ決定するものとする。

2 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、抽せんにより入居補欠者を決定する。

3 前2項の規定により入居補欠者を決定したときは、当該入居補欠者に対し、様式第5号による市営住宅入居補欠通知書により通知するものとする。

4 入居補欠者が市営住宅の入居を辞退したときは、入居補欠者の資格を放棄したものとみなす。

5 入居補欠者の補欠入居資格の有効期間は、市長が別に指定する日までとする。

(請書)

第8条 条例第12条第1項第1号に規定する請書は、様式第6号によるものとする。

2 前項の請書には、入居決定者及び保証人の印鑑証明書並びに保証人の住民票の写し及び収入額を証する書類を添付しなければならない。

3 第1項の請書に連署する保証人が保証する極度額は、市長が入居を決定したとき、又は入居の承継の承認をしたときに算出した家賃の12月分又は400,000円のいずれか高い方の額とする。

(保証人)

第9条 条例第12条第1項第1号に規定する保証人は、市内に居住し又は勤務場所を有し及び独立の生計を営む者で、現に市営住宅を使用せず、かつ、入居決定者と同等以上の収入を有する者でなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 保証人は、当該入居者と連帯して条例に定める責任を負うものとする。

3 市長は、保証人が適当でないとき、その保証人の変更を命ずることができる。

(保証人の免除)

第9条の2 入居決定者は、条例第12条第3項の規定により、保証人の連署の免除を受けようとするときは、様式第12号による市営住宅入居保証人免除申請書に様式第6号の2による市営住宅入居者緊急連絡人届を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、特別の事情があると認める者に対し、前項の市営住宅入居者緊急連絡人届の提出を必要としないことができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、特別の事情があると認めるときは、当該入居決定者に対し、その旨を通知するものとする。

(保証人の変更)

第10条 入居者は、保証人が第9条第1項に規定する資格を失ったとき、又は保証人を変更しようとするときは、様式第7号による市営住宅入居者保証人変更承認申請書に、様式第8号による保証人引受承諾書を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の保証人引受承諾書には、保証人の印鑑証明書、住民票の写し及び収入額を証する書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の承認をするときは、当該入居者に対し、様式第9号による市営住宅入居者保証人変更承認書を交付して行うものとする。

4 入居者は、保証人の住所又は氏名に変更があったときは、様式第10号による市営住宅入居者保証人住所(氏名)変更届に保証人の住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

5 第1項の保証人引受承諾書に連署する保証人が保証する極度額は、第8条第3項に規定する額とする。

(緊急連絡人の変更)

第10条の2 入居者は、第9条の2第1項の規定により提出された市営住宅緊急連絡人届の緊急連絡先に変更があるときは、様式第10号の2による市営住宅入居者緊急連絡人変更届を市長に提出しなければならない。

(入居手続の猶予の届出)

第11条 条例第12条第2項に規定する場合には、様式第11号による市営住宅入居手続猶予届により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、これを審査し、やむを得ない事情があると認めるときは、様式第12号による市営住宅入居手続猶予決定書により、猶予の決定の内容を指示するものとする。

(入居決定の取消し等)

第12条 条例第13条の規定により入居の決定を取り消すときは、様式第13号による市営住宅入居決定取消通知書により、当該入居決定者に通知するものとする。

2 入居決定者は、やむを得ない理由により当該市営住宅の入居の決定を辞退するときは、

入居可能日の前日までに、様式第14号による市営住宅入居決定辞退届を市長に届け出なければならない。

(同居の承認)

第13条 入居者は、条例第14条に規定する同居の承認を受けようとするときは、様式第15号による市営住宅同居承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、入居者又は同居者が出産したことにより同居させようとする場合は、この限りでない。

- (1) 入居者と同居させようとする者との関係を証する書類
- (2) 同居させようとする者の市長が指定する期間に係る収入額を証する書類
- (3) 条例第5条第1項第4号アに該当する場合は、その事実を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が番号利用条例の規定により前項各号に掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。この場合において、前項第2号に掲げる書類の添付を省略するときは、様式第2号の2による同意書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の承認をする場合は、当該入居者に対し、様式第16号による市営住宅同居承認書により、その旨を通知するものとする。

(入居者の異動届)

第14条 入居者は、同居者に出生、死亡又は転出による異動が生じたときは、速やかに様式第17号による市営住宅入居親族異動届を市長に提出しなければならない。

(入居の承継)

第15条 条例第15条の規定による入居の承継の承認を受けようとする者は、様式第18号による市営住宅入居承継承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 入居者の死亡又は退去の事実を証する書類
- (2) 申請者と入居者との関係を証する書類
- (3) 申請者に係る市長が指定する期間に係る収入額を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が番号利用条例の規定により前項各号に掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。この場合において、前項第3号に掲げる書類の添付を省略するときは、様式第2号の2による同意書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の承認をする場合は、申請者に対し、様式第19号による市営住宅入居承認書を交付するものとする。

4 前項の承認を受けた者は、承認のあった日から10日以内に、条例第12条第1項第1号に規定する請書を市長に提出しなければならない。

5 前項の請書に連署する保証人が保証する極度額は、第8条第3項に規定する額とする。  
(家賃の決定)

第16条 条例第16条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の規定により家賃を決定した場合は、様式第20号による市営住宅家賃決定通知書により通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、毎年2月末日までに行うものとする。  
(収入の申告等)

第17条 条例第17条第1項の規定による収入の申告は、市長が別に定める日までに、様式第21号による市営住宅入居者収入申告書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が番号利用条例の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。

(1) 市長が指定する期間に係る収入額を証する書類

(2) 条例第5条第1項第4号アに該当する場合は、その事実を証する書類

2 条例第17条第3項の規定による収入の額の認定の通知は、様式第22号による市営住宅入居者収入認定通知書により行うものとする。

(収入額の認定に係る意見の申述等)

第18条 条例第17条第4項の規定による意見の申述は、様式第23号による市営住宅入居者収入認定意見申述書により行わなければならない。

2 市長は、条例第17条第4項の規定による収入の額の変更をするときは、当該入居者に対し、様式第24号による市営住宅入居者収入変更決定通知書により、変更した収入の額を通知するものとする。

3 市長は、認定に係る収入の額の変更に伴い、家賃の変更を伴う場合は、当該入居者に対し、様式第25号による市営住宅家賃変更決定通知書により、その旨を通知するものとする。

(家賃の納付方法)

第19条 条例第16条第1項、第25条第1項及び第4項並びに第27条第1項に規定する家賃は、様式第26号による納入通知書により納付しなければならない。

(家賃の督促等)

第20条 市長は、入居者が納期限までに家賃を納付しないときは、納期限後20日以内に様式第27号による督促状を発しなければならない。

2 前項の規定による督促状に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

3 条例第19条第2項に規定する延滞金は、様式第28号による納入通知書により納付しなければならない。

(家賃等の減免又は徴収猶予の申請)

第21条 条例第19条第3項又は第22条に規定する家賃、延滞金又は敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、様式第29号による市営住宅家賃(延滞金・敷金・駐車場使用料)減免(徴収猶予)申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する減免又は徴収の猶予をするときは、当該入居者に対し、様式第30号による市営住宅家賃(延滞金・敷金・駐車場使用料)減免(徴収猶予)決定通知書により、その旨を通知するものとする。

(収入超過者等に関する認定)

第22条 条例第23条第1項の規定による通知は、様式第31号による市営住宅収入超過者認定通知書により行うものとする。

2 条例第23条第2項の規定による通知は、様式第32号による市営住宅高額所得者認定通知書により行うものとする。

3 条例第23条第3項の規定による意見の申述は、様式第33号による市営住宅収入超過者(高額所得者)認定意見申述書により行わなければならない。

4 市長は、条例第23条第3項の規定による認定の取消しをするときは、当該入居者に対し、様式第34号による市営住宅収入超過者（高額所得者）認定取消通知書により、通知するものとする。

（入居者の費用負担）

第23条 条例第33条第5号の規定により市長が別に定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 障子若しくはふすまの張替え、ガラスのはめ替え又は畳の表替え若しくは裏返しに要する費用。この場合において、畳の表替えに要する費用の入居者負担は、畳表の裏返し相当額とする。

(2) 雪下ろし又は雪囲いの設置若しくは撤去に要する費用

（明渡届）

第24条 条例第34条第1項の規定による届出は、様式第35号による市営住宅（駐車場）明渡届により行わなければならない。

（滅失等の報告）

第25条 入居者は、市営住宅又は共同施設を滅失させ、又はき損したときは、直ちに様式第36号による市営住宅滅失等報告書により、市長に報告しなければならない。

（模様替え又は増築等の許可）

第26条 条例第41条第1項第1号に係る同項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、様式第37号による市営住宅模様替え（増築等）許可申請書に当該模様替え又は増築等に係る設計図及び配置図を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をするときは、当該入居者に対し、様式第38号による市営住宅模様替え（増築等）許可書により、その旨を通知するものとする。

（長期不使用の許可）

第27条 条例第41条第1項第5号に係る同項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、様式第39号による市営住宅（駐車場）長期不使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をするときは、当該入居者に対し、様式第40号による市営住宅（駐車場）長期不使用許可書により、その旨を通知するものとする。

（立入検査証）

第28条 条例第42条第3項に規定する身分を示す証票は、様式第41号による市営住

宅立入検査証とする。

### 第3章 市営住宅の中堅所得者等の使用

#### 第29条 削除

(準用)

第30条 第2条、第3条、第5条から第21条まで及び第23条から第27条までの規定は、中堅所得者等による市営住宅の使用について準用する。この場合において、第16条第1項中「条例第16条第1項、第25条第1項又は第27条第1項」とあり、及び第19条中「条例第16条第1項、第25条第1項及び第4項並びに第27条第1項」とあるのは「条例第44条」と読み替えるものとする。

### 第4章 市営住宅の社会福祉法人等の使用

(使用許可の申請)

第31条 条例第46条第1項の規定による許可を受けようとする社会福祉法人等（同項に規定する社会福祉法人等をいう。以下同じ。）は、様式第42号による市営住宅使用許可申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉法人等であることを証する書類
- (2) 地方公共団体以外の者が申請する場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の許可をするときは、当該社会福祉法人等に対し、様式第43号による市営住宅使用許可書により、その旨を通知するものとする。

(準用)

第32条 第19条、第20条及び第23条から第27条までの規定は、社会福祉法人等による市営住宅の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第19条中「条例第16条第1項、第25条第1項及び第4項並びに第27条第1項」とあるのは「条例第47条」と読み替えるものとする。

### 第5章 駐車場の管理

(駐車場使用の申込み)

第33条 条例第52条第1項の駐車場の使用の申込みは、様式第44号による市営住宅駐車場使用申込書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が番号利用条例の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することがで

きるとき、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。

- (1) 当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条に規定する自動車検査証をいう。）の写し
- (2) 第35条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（駐車場使用者の決定）

第34条 条例第52条第3項の規定による駐車場使用者の決定の通知は、様式第45号による市営住宅駐車場使用決定書により行うものとする。

（駐車場使用者の選考）

第35条 条例第52条第4項に規定する駐車場使用者の選考については、第5条に規定する入居者の選考の例による。

2 条例第52条第5項に規定する申込者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申込者又は当該申込者の同居者が第6条第6号に掲げる者である場合であって、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなるとき。
- (2) 申込者又は当該申込者の同居者が高齢、疾病等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者である場合であって、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなるとき。
- (3) 申込者又は当該申込者の同居者が、疾病又は傷害により長期の治療を受ける必要がある者である場合であって、駐車場がないと通院が困難であるとき。
- (4) 社会福祉法人等が使用する場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、特別な事情があると認められる場合  
（駐車場の使用の決定に係る条件）

第36条 条例第52条第7項の規定による条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 駐車場に駐車することができる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で、かつ、自家用自動車とする。
- (2) 駐車場の使用期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (3) 月の途中で使用の決定をした場合の駐車場の使用期間は、駐車場使用決定日から当



該決定日の属する年度の3月31日までとする。

(駐車車両の変更届)

第37条 駐車場使用者は、駐車車両を変更するときは、速やかに様式第46号による駐車車両変更届出書を市長に提出しなければならない。

(駐車場使用料の納付)

第38条 駐車場の使用料は、様式第26号による納入通知書により納付しなければならない。

(駐車場の明渡期限)

第39条 条例第52条第7項の規定により駐車場の明渡しに係る条件を付したとき又は条例第55条第1項第7号に該当することとなった場合において駐車場の明渡しを請求するときにおける当該明渡しの期限は、当該明渡し請求の日から1月を経過した日とする。

第40条 削除

(準用)

第41条 第20条、第21条、第24条及び第27条の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「駐車場使用者」と、第20条中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、第21条中「条例第19条第3項及び第22条」とあるのは「条例第53条第3項及び第58条において準用される第19条第3項」と、「家賃、延滞金又は敷金」とあるのは「駐車場の使用料又は延滞金」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 小千谷市営住宅使用料規則（昭和49年小千谷市規則第14号）

(2) 小千谷市営住宅駐車場管理運営に関する規則（平成5年小千谷市規則第14号）

(経過措置)

3 小千谷市営住宅条例の全部を改正する条例（小千谷市営住宅条例（平成9年小千谷市条例第38号。）以下「新条例」という。）による改正前の小千谷市営住宅条例（昭和

36年小千谷市条例第12号。以下「旧条例」という。)に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この改正後の小千谷市営住宅条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第2条から第22条まで及び第24条から第27条までの規定は適用せず、改正前の小千谷市営住宅条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第2条から第18条まで及び第20条の規定並びにこの規則による廃止前の小千谷市住宅使用料規則(以下「住宅使用料規則」という。)は、この改正後の規則の施行後も、なおその効力を有する。

4 新条例による廃止前の小千谷市営住宅駐車場条例(平成5年小千谷市条例第6号)に基づいて供給された駐車場については、平成10年3月31日までの間は、改正後の規則の第33条から第41条までの規定は適用せず、この規則による廃止前の小千谷市営住宅駐車場管理運営に関する規則(以下「駐車場管理運営に関する規則」という。)の規定は、なおその効力を有する。

5 新条例附則第5項に規定する家賃の決定に関し、改正後の規則で規定する手続きその他の行為は、附則第3項の市営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず、平成10年3月31日前においても、改正後の規則の例によりすることができる。

6 平成10年4月1日前に改正前の規則、住宅使用料規則及び駐車場管理運営に関する規則の規定によってした請求、手続きその他の行為は、改正後の規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成10年3月18日規則第2号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月23日規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日規則第39号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年6月29日規則第12号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成14年3月26日規則第9号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に保有する市営住宅入居申込書その他の未使用の用紙は、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成20年3月31日規則第24号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日規則第9号)

改正 平成25年3月29日規則第29号

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日までの間は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第357号)附則第2条に規定する者については、この規則による改正後の小千谷市営住宅条例施行規則第2条第2項第1号に該当する者とみなす。

附 則 (平成25年3月29日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日までの間は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第357号)附則第3条に規定する場合については、この規則による改正後の小千谷市営住宅条例施行規則第2条第1項第2号に該当する場合とみなす。

附 則 (平成26年9月29日規則第26号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日規則第37号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月22日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に保有する様式第26号、様式第27号、様式第28号及び様式第47号については、当分の間これを使用することができる。

附 則 (令和2年3月30日規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日より施行する。

小千谷市長 あて

本人確認記録 (マイナンバー利用) 有・無 連絡票 有 無 建設課 建築住宅係 提出者 本人 代理人(個・法) 番号記載 有 無 代理権確認 戸(法定) 委(任意) その他(個保連バ) 番号確認 個 通 住 在 証 印 身元確認 (代理人においては代理人の身元確認) 1点 個 連 バ 身 精 療 在 特 他 ( ) 2点 国 健 船 後 全 年 金 児 扶 特 見 他 ( ) 4点 本人しか持たない書類もしくは印による聞き取り 法人 ・ 証明 (登記 印鑑) ・ 関係を証する書類 (社員証等)

申込者 郵便番号 住所 氏名 電話番号 自宅 勤務先

下記のとおり市営住宅に入居したいので、小千谷市営住宅条例第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、入居の決定をされず、又は取り消されても異議ありません。

また、申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員であるか否かの確認のため、警察に照会がなされることに同意します。

申込住宅 市営 住宅 特定目的等( )
条例第9条第4項該当事項 1 引揚者 2 中国残留邦人 3 炭鉱離職者 4 母子・父子 5 老人 6 心身障害者 7 シックハウス症候群患者 8 多子 9 公共的事業 10 帰国被害者等 11 配偶者暴力被害者 12 犯罪被害者等 13 生活保護 14 被災者

Table with columns for 続柄 (本人, 同居親族, 同居外扶養親族等), ふりがな氏名, 生年月日(年齢), 職業, 勤務先・所在地, 年間所得額(円), 控除名(控除額 円). Includes personal and family information.

住宅の困窮状況 現在の居住状況
1 住宅以外の建物等又は危険若しくは不衛生な住宅に居住している。
2 他の世帯と同居していて不便であるか、住宅がないため親族と同居することができない。
3 世帯構成に比べて住宅が著しく狭い。
4 自己の責めによらず立退きの要求を受け、適当な立退き先がない。
5 住宅がないために遠隔地通勤をしている。
6 収入に比べて著しく過大な家賃の支払をしている。
7 その他( )
1 住宅の種類 (持家・借家・アパート・間借・寮・その他)
2 住宅の規模 (居室数, 畳数, 室数, 畳数)
3 家賃月額 (円)
4 世帯人員 (人)

暴力団員ではないことの確認
該当する場合は、□にレ印を記入してください。
□ 申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)は、暴力団員ではありません。

Table with columns for 1 60歳以上, 2 未就学児童あり, 3 身体障害者(級), 4 精神障害者(級), 5 知的障害者, 6 戦傷病患者(症), 7 原爆被爆者, 8 引揚者(引揚年月日), 9 ハンセン病療養所入所者等, 10 被災者

※ ・住宅困窮要件 ・収入基準
収入月額(所得額 - 控除額) / 12 = 円 判定 適 ・ 不適

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 「条例第9条第4項該当事項」欄、「条例第5条第1項第4号ア又はイ該当事項」は、該当する番号を○で囲むこと。
3 小千谷市営住宅条例施行規則第2条の2第3項の規定に該当する場合は、添付書類の1、3及び5(添付書類の5にあつては身体障害者若しくは精神障害者であることを証する書類又は生活保護法による被保護者であることを証する書類に限る。)の添付を省略することができる。
添付書類: 1 住民票の写し 2 住宅困窮を証する書類 3 市長が指定する期間に係る収入額を証する書類 4 申込者に婚姻の予約がある場合は、婚姻の予約を証する書類 5 条例第5条第1項第4号ア若しくはイ、第2項、条例第9条第4項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

様式第2号（第2条の2関係）

市営住宅入居申込書

年 月 日

小千谷市長 あて

申込者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号 自 宅  
勤務先

下記のとおり市営住宅に入居したいので、小千谷市営住宅条例第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したときは、入居の決定をされず、又は取り消されても異議ありません。

また、申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員であるか否かの確認のため、警察に照会がなされることに同意します。

申込住宅		市営 住宅		特定目的等( )		
従前入居住宅		所在地	小千谷市			
		住 宅	市営		住宅第	号室
本人	続柄	ふりがな 氏 名	生年月日 (年齢)	職業	勤務先 所在地	備考
			・ ・ ( 歳)			
			個人番号	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
同居親族等			・ ・ ( 歳)			
			個人番号	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
			・ ・ ( 歳)			
			個人番号	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
			・ ・ ( 歳)			
			個人番号	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・

注 小千谷市営住宅条例施行規則第2条第3項の規定に該当する場合は、添付書類の1の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 住民票の写し
- 2 条例第6条第1項又は第37条第1項のいずれかに該当することを証する書類
- 3 従前に入居していた住宅が公営住宅の場合は、公営住宅の収入の額の認定の通知書の写し

様式第2号の2（第2条の2・第13条・第15条関係）

同意書

年 月 日

小千谷市長 あて

下記の者は、小千谷市営住宅条例第2条の2第1項、第13条第1項又は第15条第1項の規定に基づく事務手続を処理するために限って 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限りて同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏名	
同意者	住所	
	申請者との続柄	
	ふりがな	
同意者	氏名	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	申請者との続柄	
同意者	ふりがな	
	氏名	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
同意者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏名	
同意者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	申請者との続柄	
	ふりがな	
同意者	氏名	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ

注1 同意者ごとに自ら署名を行うこと。

注2 代理人が同意書に署名する場合は、本人からの委任状を添付すること。

注3 申請者と同居している者は、「申請者と同じ」欄の□にレ印を記入することにより「住所」欄の記入を省略することができる。

様式第3号(第3条関係)

市 営 住 宅 入 居 決 定 書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



年 月 日付で申し込みのあった市営住宅の入居について、下記のとおり決定します。

記

入居を決定する住宅	所在地	小千谷市		
	住 宅	市 営	住 宅	第 号 室
収 入 月 額	円			
家 賃	円			
敷 金	円 納付期限 年 月 日			
入 居 可 能 日	年 月 日			
入居者及び同居者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	
条 件	1 決定のあった日から10日以内に次の手続きを行うこと。 (1) 保証人の連署する請書を提出すること。 (2) 期限までに敷金を納付すること。 (3) 10日以内に入居の手続ができないときは、あらかじめ市長に届け出て指示を受けること。 2 入居可能日から10日以内に入居すること。			



様式第4号(第3条関係)

市 営 住 宅 入 居 決 定 書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



年 月 日付で申し込みのあった市営住宅の入居について、下記のとおり決定します。

記

入居を決定する住宅	所在地	小千谷市		
	住 宅	市営	住宅 第 号室	(借上げに係る市営住宅)
借上げの期間の満了日	年 月 日			
収 入 月 額	円			
家 賃	円			
敷 金	円 納付期限 年 月 日			
入 居 可 能 日	年 月 日			
入居者及び同居者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	
条 件	1 決定のあった日から10日以内に次の手続きを行うこと。 (1) 市長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。 (2) 敷金を納付しなければならないときは、期限までに敷金を納付すること。 (3) 10日以内に入居の手続きができないときは、あらかじめ市長に届け出て指示を受けること。 2 入居可能日から10日以内に入居すること。 3 借上げ期間の満了時には、住宅を明け渡すこと。			

様式第5号(第7条関係)

市 営 住 宅 入 居 補 欠 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



年 月 日付で申し込みのあった市営住宅の入居について、下記のとおり入居補欠者に決定します。

記

入居補欠住宅	所在地	小千谷市
	住 宅	市営 住宅
補欠順位	第 位	
条 件		

様式第6号(第8条関係)

市営住宅入居請書

年 月 日

小千谷市長 あて

入居者 住 所  
氏 名

印

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

保証人 住 所  
氏 名

印

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

生年月日

年 月 日

入居者との関係

勤務先

勤務先住所

電話番号 自 宅

勤務先

年 月 日付け 第 号で下記の市営住宅の入居の決定を受けましたが、当該住宅を賃借するについては、別記1から6までの事項(裏面のとおり)その他小千谷市営住宅条例及び小千谷市営住宅条例施行規則の規定を遵守し、貴職の指示に違反しないことを誓約します。

また、保証人は、入居者が家賃を滞納したとき又は入居者の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、連帯して債務(入居に係る極度額 円)を負うことを承諾します。

については、小千谷市営住宅条例第12条第1項又は第45条において準用する第12条第1項の規定により、保証人と連署の上本書を提出します。

記

所在地	小千谷市		
住 宅	市営	住宅第	号室

添付書類

- 1 入居決定者及び保証人の印鑑証明書
- 2 保証人の住民票の写し
- 3 保証人の収入額を証する書類

(裏)

別記

- 1 入居者は、家賃を毎月10日（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までにその月分を納付します。
- 2 入居者は、毎年度、別に定める期日までに、収入を申告します。
- 3 入居者は、次の行為を行おうとするときは、市長の承認を受けます。
  - (1) 保証人を変更しようとするとき。
  - (2) 入居の際に同居した親族以外の者を同居させるとき。
  - (3) 市営住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとするとき。
  - (4) 市営住宅の模様替え若しくは増築をし、又は市営住宅の敷地内に工作物を設置しようとするとき。
- 4 入居者は、次の事由が生じたときは、市長に届け出ます。
  - (1) 同居者に異動が生じたとき。
  - (2) 市営住宅又は共同施設を滅失させ、又はき損したとき。
  - (3) 市営住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
  - (4) 市営住宅を明け渡そうとするとき。
- 5 入居者は、小千谷市営住宅条例第23条第2項の規定により高額所得者として認定され同条例第26条第1項の規定により明け渡しを請求されたとき、又は同条例第35条第1項の規定により明け渡しを請求されたときは、明け渡しに伴う一切の費用を負担のうえ、定められた期限までに住宅を明け渡します。

（小千谷市営住宅条例第35条第1項の規定により明け渡し請求を受けることとなる事例）

  - (1) 不正の行為によって入居したとき。
  - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
  - (3) 市長の承認を得ずに、入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき。
  - (4) 自己の責めに帰すべき理由によって市営住宅又は共同施設を滅失させ、又はき損した場合に、これを原形に復し、又は損害を賠償しないとき。
  - (5) 市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払わず、これらを正常な状態において維持しなかったとき。
  - (6) 市長の承認を得ずに、市営住宅の模様替え若しくは増築をしたとき。
  - (7) 市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
  - (8) 市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
  - (9) 市営住宅の用途を変更したとき。
  - (10) 市長の承認を得ずに、市営住宅を引き続き15日以上使用しなかったとき。
  - (11) 入居者又は同居者が周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をし、その是正のための市長の指示に従わなかったとき。
  - (12) 入居者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
  - (13) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 6 入居者は、退去する際に入居者の負担において次の項目について原状に復します。
  - (1) 畳の表替え
  - (2) ふすま及び障子の張り替え
  - (3) 入居者の責めに帰すべき事由による汚損又は破損

様式第6号の2（第9条の2関係）

市営住宅入居者緊急連絡人届

年 月 日

小千谷市長 様

住所

（市営

住宅第 号室）

氏名

私は、小千谷市営住宅条例第12条第3項の規定により、緊急時の連絡先を届け出ます。  
また、届出にあたっては、別記（裏）の事項について同意します。

記

緊急連絡先	緊急連絡人氏名		入居者との関係		
			電話番号		
	現住所				
	勤務先	名称		電話番号	
		所在地			
	緊急連絡人氏名		入居者との関係		
			電話番号		
	現住所				
	勤務先	名称		電話番号	
		所在地			

注 緊急連絡先は、国内に居住する親族2名とし、確保が困難な場合は入居者の勤務先と同僚若しくは知人又は市長が適当と認める者とする。

添付書類

緊急連絡人の同意書

(裏)

別記

- 1 緊急連絡先は、入居者が次の事由に該当するに利用することがあります。
  - (1) 急病による入院等により連絡が取れないとき
  - (2) 所在不明のとき
  - (3) 死亡したとき
  - (4) 家賃を3月以上滞納したとき
  - (5) その他市長が必要と認める緊急性が高い事由が生じたとき
- 2 緊急連絡先を別の者に変更する場合は、速やかに市長に届け出てください。
- 3 緊急連絡先の氏名、住所又は電話番号を変更する場合は、速やかに市長に届け出てください。
  - (注1) 緊急連絡先に債務の履行を要請することはありません。
  - (注2) あらかじめ緊急連絡先の同意を得ることなく、利用目的の範囲を超えて利用することはありません。

様式第7号(第10条関係)

市営住宅入居者保証人変更承認申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所

(市営 住宅第 号室)

氏 名

下記のとおり保証人を変更したいので、保証人引受承諾書を添えて申請します。

記

新保証人	住所	
	氏名	
旧保証人	住所	
	氏名	
変更の理由		

様式第8号 (第10条関係)

保証人引受承諾書

年 月 日

小千谷市長 あて

入居者 住 所  
氏 名

印

個人番号

：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

保証人 住 所  
氏 名

印

個人番号

：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

生年月日

年 月 日

入居者との関係

勤務先

勤務先住所

電話番号 自 宅

勤務先

このたび、下記の市営住宅の入居者の保証人となることを承諾します。

ついでに、保証人は、入居者が家賃を滞納したとき又は入居者の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、連帯して債務（入居に係る極度額 円）を負うことを承諾します。

記

所在地	小千谷市		
住 宅	市営	住宅 第	号室

添付書類

- 1 保証人の印鑑証明書
- 2 保証人の住民票の写し
- 3 保証人の収入額を証する書類



様式第9号(第10条関係)

市営住宅入居者保証人変更承認書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



年 月 日付けで申請のあった市営住宅の入居者の保証人の変更について、下記のとおり承認します。

記

新保証人	住 所	
	氏 名	
保証人の変更年月日	年 月 日	

様式第10号(第10条関係)

市営住宅入居者保証人住所(氏名)変更届

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所

(市営 住宅第 号室)

氏 名

下記のとおり保証人について変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更事項	変更後						
	変更前						
変更年月日	年 月 日						
保証人個人番号							

添付書類 保証人の住民票の写し

様式第10号の2 (第10条の2関係)

市営住宅入居者緊急連絡人変更届

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所

(市営

住宅第

号室)

氏 名

下記のとおり緊急連絡人について変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。  
また、届出にあたっては、別記(裏)の事項について同意します。

記

緊急連絡先	変更後	緊急連絡人氏名		入居者との関係		
				電話番号		
		現住所				
		勤務先	名称		電話番号	
		所在地				
	変更前	緊急連絡人氏名		入居者との関係		
				電話番号		
		現住所				
勤務先		名称		電話番号		
	所在地					

注 緊急連絡先は、国内に居住する親族2名とし、確保が困難な場合は入居者の勤務先の同僚若しくは知人又は市長が適当と認める者とする。

添付書類

緊急連絡人の同意書(緊急連絡人を変更する場合に限る。)

(裏)

別記

- 1 緊急連絡先は、入居者が次の事由に該当するに利用することがあります。
  - (1) 急病による入院等により連絡が取れないとき
  - (2) 所在不明のとき
  - (3) 死亡したとき
  - (4) 家賃を3月以上滞納したとき
  - (5) その他市長が必要と認める緊急性が高い事由が生じたとき
- 2 緊急連絡先を別の者に変更する場合は、速やかに市長に届け出てください。
- 3 緊急連絡先の氏名、住所又は電話番号を変更する場合は、速やかに市長に届け出てください。
  - (注1) 緊急連絡先に債務の履行を要請することはありません。
  - (注2) あらかじめ緊急連絡先の同意を得ることなく、利用目的の範囲を超えて利用することはありません。

様式第11号(第11条関係)

市 営 住 宅 入 居 手 続 猶 予 届

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で市営住宅の入居の決定を受けましたが、下記の理由により入居の手続を期間内にすることができないので、届け出ます。

記

入居決定を受けた住宅	所在地	小千谷市
	住 宅	市営 住宅 第 号室
することができない手続	(1) 入居決定日から10日以内に市営住宅入居請書を提出すること。 (2) 入居決定日から10日以内に敷金を納付すること。	
延 期 期 間	年 月 日まで( 日間)	
理 由		

様式第12号(第11条関係)

市 営 住 宅 入 居 手 続 猶 予 決 定 書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



年 月 日付けで届出のあった市営住宅入居手続猶予について、下記のとおり決定します。

記

入居を決定した住宅	所在地	小千谷市
	住 宅	市営 住宅 第 号室
決 定 事 項		
延 期 期 間	年 月 日まで 日間	
延期後の入居可能日	年 月 日	
条 件		

様式第13号(第12条関係)

市 営 住 宅 入 居 決 定 取 消 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



年 月 日付け 第 号で通知した市営住宅の入居決定について、下記のとおり取り消します。

記

入居の決定 を取り消す 住宅	所在地	小千谷市
	住 宅	市営 住宅 第 号室
取り消しの 理由		

様式第14号(第12条関係)

市 営 住 宅 入 居 決 定 辞 退 届

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で市営住宅の入居の決定を受けましたが、下記の理由により入居の決定を辞退しますので、届け出ます。

記

入居決定を受けた住宅	所在地	小千谷市
	住 宅	市営 住宅 第 号室
理 由		



市営住宅同居承認申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所  
申請(届出)者( 住宅 第 号室)  
氏 名 印  
電話番号

下記の者を市営住宅に同居させたいので、小千谷市営住宅条例第14条（第45条において準用する第14条）の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者（現在の同居者及び同居させようとする者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したときは、同居の承認をされず、又は取り消されても異議ありません。承認の上は、申請者（同居者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

また、申請者（現在の同居者及び同居させようとする者を含む。）が暴力団員であるか否かの確認のため、警察に照会がなされることに同意します。

入居している市営住宅	所在地	小千谷市						
	住宅	市営	住宅	号室				
入居年月日	年 月 日							
	続柄	ふりがな氏名	生年月日(年齢)	職業	勤務先・所在地	年間所得額(円)同居希望日	控除名(控除額円)	
同居希望者		-----	・ ・ ( 歳)			年 月 日	( )	
			個人番号					
現在の入居者及び同居者		-----	・ ・ ( 歳)			年 月 日	( )	
			個人番号					
		-----	・ ・ ( 歳)			年 月 日	( )	
			個人番号					
同居親族等扶養		-----	・ ・ ( 歳)			年 月 日	( )	
			個人番号					
条例第5条第1項第4号又はイ該当事項	1	60歳以上のみ(18歳未満を含む)		2	未就学児童のいる者		3	障害者(身体・精神・知的 級程度)
	5	原爆被爆者		6	引揚者(引揚年月日 ・ ・ )		7	ハンセン病療養所入所者等
同居させようとする理由	4	戦傷病者( 症)						
	8	被災者						
※収入月額 (所得額 - 控除額) / 12 = 円 判定 適 ・ 不適								

- ※印欄は、記入しないこと。
- 「条例第5条第1項第4号又はイ該当事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 小千谷市営住宅条例施行規則第13条第2項の規定に該当する場合は、添付書類の2の添付を省略することができる。

添付書類

- 入居者と同居させようとする者との関係を証する書類
- 同居させようとする者の市長が指定する期間に係る収入額を証する書類
- 入居者が障害又は疾病にかかっていることにより同居させたい場合は、障害又は疾病を証する医師の診断書

様式第16号(第13条関係)

市 営 住 宅 同 居 承 認 書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



年 月 日付けで申請のあった同居について、下記のとおり承認します。  
記

入居している 市 営 住 宅	所在地	小千谷市			
	住 宅	市営	住宅	第	号室
同居を承認する者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	同居の開始日	
条 件					

様式第17号(第14条関係)

市 営 住 宅 入 居 親 族 異 動 届

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所

(市営 住宅 第 号室)

氏 名

下記のとおり同居者に異動がありましたので、届け出ます。

記

異 動 者 氏 名	続 柄	生 年 月 日	異 動 年 月 日	異 動 事 由
		・ ・	年 月 日	
		・ ・	年 月 日	
		・ ・	年 月 日	
		・ ・	年 月 日	

注 「異動事由」欄には、出生、死亡又は転出の別を記入してください。

市営住宅入居承継承認申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

入居者 住 所  
 (市営 住宅 号室)  
 氏 名 印  
 承継者 住 所  
 氏 名 印  
 電話番号

下記のとおり市営住宅の入居の承継の承認を受けたいので、小千谷市営住宅条例第15条（第45条において準用する第15条）の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者（同居者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したときは、承継の承認をされず、又は取り消されても異議ありません。承認の上は、申請者（同居者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

また、申請者（同居者を含む。）が暴力団員であるか否かの確認のため、警察に照会がなされることに同意します。

入居の承継 をしたい市 営住宅	所在地	小千谷市					
	住 宅	市営	住宅	号室			
入居年月日	年 月 日						
続柄	ふりがな 氏 名	生年月日 (年齢)	職 業	勤務先・所在地	年間所得額(円)	控 除 名 (控除額 円)	
新入居者	-----	・ ・ ( 歳)				( )	
		個人番号					
同居者	-----	・ ・ ( 歳)				( )	
		個人番号					
	-----	・ ・ ( 歳)				( )	
		個人番号					
同居外 扶養 親族	-----	・ ・ ( 歳)				( )	
		個人番号					
条例第5条第1項 第4号ア又はイ該 当事項	1	60歳以上のみ (18歳未満を含 む)	2	未就学児童のいる者	3	障害者 (身体・精神・知的 級程度)	
	5	原爆被爆者	6	引揚者 (引揚年月日 . . .)	7	ハンセン病療養所入所者等	
4	戦傷病者 ( 症)						
8	被災者						
入居の承継を しようという 理由	旧入居者と新入居者(新駐車場使用者)の続柄( ) 旧入居者との同居期間( 年 か月)						
承継理由の 発生年月日	年 月 日						
※ 収入月額 (所得額 判定 適 ・ 不適	- 控除額 ) / 12 =						円

- ※印欄は、記入しないこと。
- 「条例第5条第1項第4号ア又はイ該当事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 入居者が死亡した場合又は行方不明である場合以外は、入居者も記名押印すること。
- 小千谷市営住宅条例施行規則第15条第2項の規定に該当する場合は、添付書類の3の添付を省略することができる。

添付書類

- 入居者の死亡又は退去の事実を証する書類
- 申請者と入居者との関係を証する書類
- 申請者に係る市長が指定する期間に係る収入額を証する書類

様式第19号(第15条関係)

市 営 住 宅 入 居 承 継 承 認 書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



年 月 日付けで申請のあった入居の承継について、下記のとおり承認します。

記

入居を承継する住宅	所在地	小千谷市
	住 宅	市営 住宅 第 号室
新 入 居 者	氏 名	旧入居者との続柄( )
入居承継理由		
入 居 承 継 年 月 日	年 月 日	
摘 要		

様式第20号(第16条関係)

市 営 住 宅 家 賃 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



下記のとおり家賃を算出したので、小千谷市営住宅条例第16条第1項(第25条第1項、第45条において準用する第16条第1項)の規定により、通知します。

記

入居している 市 営 住 宅	所在地	小千谷市
	名 称	市 営 住 宅 第 号 室
収 入 認 定 額	円	
条例第6条第1項第2号 ア又はイ該当事項		
家 賃 月 額	円	
適 用 年 月 日	年 月 日	
摘 要		

小千谷市長 あて

住 所  
(市営 住宅 第 号室)  
氏 名  
電話番号

下記のとおり、 年の収入について、小千谷市営住宅条例第17条第1項又は第45条において準用する第17条第1項の規定により、申告します。

入居している市営住宅	所在地	小千谷市										
	住 宅	市営 住宅 第 号室										
入居年月日	年 月 日											
	続柄	ふりがな氏名	生年月日(年齢)	職業	勤務所在地	年間所得額(円)	控除名(控除額円)					
入居者及び同居者	本人	.....	・ ・ ( 歳)				( )					
		個人番号	.....				/					
	.....	.....	・ ・ ( 歳)				( )					
		個人番号	.....				/					
.....	.....	・ ・ ( 歳)				( )						
	個人番号	.....				/						
養同居親族外等扶	.....	.....	・ ・ ( 歳)		住所		( )					
		個人番号	.....				/					
条例第5条第1項第4号ア又はイ該当事項	1 6 0歳以上のみ	2 未 就学児童あり	3 身 体障害者 ( 級)	4 精 神障害者 ( 級)	5 知 的障害者	6 戦 傷病者 ( 症)	7 原 爆被爆 者	8 引 揚者	9 ハ ンセン	10 被 災者		
※年間所得額		※控 除 額										
氏 名	金 額	(イ)同居者・同居外の扶養親族(同一生計配偶者)					万円× 人	円				
	円	(ロ)同一生計配偶者が七十歳以上の者(同一生計配偶者)					万円× 人					
		(ハ)特定扶養親族					万円× 人					
		(ニ)障害者(特別障害者)					万円× 人					
		(ホ)寡婦(寡夫)					万円× 人					
所得額計A	円	控除額計B					円					
※収入年額C (A-B)		※収入月額 (C/12)				※条例第5条第1項第4号ア、イ該当事項有・無						
円		円										

注 1 ※印欄は、記入しないこと。  
2 「条例第5条第1項第4号ア又はイ該当事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。  
3 小千谷市営住宅条例施行規則第17条第1項ただし書きの規定に該当する場合は、添付書類の1及び2(添付書類の2にあっては身体障害者又は精神障害者であることを証する書類に限る。)の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 市長が指定する期間に係る収入額を証する書類
- 2 条例第5条第1項第4号アに該当する場合は、その事実を証する書類

様式第22号(第17条関係)

市営住宅入居者収入認定通知書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



下記のとおり収入の額を決定したので、小千谷市営住宅条例第17条第3項(第45条において準用する第17条第3項)の規定により、通知します。

記

入居している 市 営 住 宅	所在地	小千谷市				
	住 宅	市営	住宅 第	号室		
収 入 の 額	所得金額	円	控除額	円	収入認定額	円
条例第5条第1項第4 号ア又はイ該当事項						
認 定 年 月 日	年 月 日					
適 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					



様式第23号(第18条関係)

市営住宅入居者収入認定意見申述書

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所

(市営 住宅 第 号室)

氏 名

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日付け 第 号で通知のあった収入の額の認定について、下記のとおり小千谷市営住宅条例第17条第4項又は第45条において準用する第17条第4項の規定により、意見を述べます。

記

入居している市営住宅	所在地	小千谷市		
	住 宅	市営	住宅 第 号室	
認 定 事 項	所得金額	控除額	収入認定額	
	円	円	円	
意見申述事項	所得金額	控除額	収入認定額	
	円	円	円	
理 由	条例第5条第1項第4号ア又はイ該当事項			
	条例第5条第1項第4号ア又はイ該当事項			

(注) 必要に応じ、意見申述事項に係る事実を証する書類を添付すること。

様式第24号(第18条関係)

市営住宅入居者収入変更決定通知書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



年 月 日付けで意見の申述があった収入の額の認定について、下記のとおり変更しますので、通知します。

記

入居している市 営住宅	所在地	小千谷市		
	住宅	市営	住宅	第 号室
認定事項	所得金額	円	控除額	円
	収入認定額	円		
変更事項	所得金額	円	控除額	円
	収入認定額	円		
変更認定年月日	年 月 日			
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
理由				

様式第25号(第18条関係)

市営住宅家賃変更決定通知書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



下記のとおり家賃を変更したので、小千谷市営住宅条例施行規則第18条第3項(第45条において準用する第18条第3項)の規定により、通知します。

記

入居している市営住宅	所在地	小千谷市
	住宅	市営 住宅 第 号室
収入認定額	円	
条例第5条第1項第4号ア又はイ該当事項		
家賃月額	円	
適用年月日	年 月 日	
摘要		

様式第26号(第19条・第38条関係)

住宅家賃・駐車場使用料納入通知書兼領収書

〒 \_\_\_\_\_ 様

下記のとおり納入してください。

年 月 日

小千谷市長



年 月分	公営住宅家賃	円
通知書番号	駐車場使用料 区画分	円
納めるところ 小千谷市指定金融機関 小千谷市収納代理金融機関	督促手数料	円
		円
		円
合 計		円

収納日付印

(納入者)

納期限 年 月 日

住宅家賃・駐車場使用料収納済通知書

〒 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_

年 月分	公営住宅家賃	円
通知書番号	駐車場使用料 区画分	円
右記のとおり収納しました。 小千谷市指定金融機関 小千谷市収納代理金融機関 小千谷市会計管理者 あて	督促手数料	円
		円
		円
合 計		円

収納日付印

(納入者)

納期限 年 月 日

様式第27号(第20条関係)

督促状兼領収書

〒 様

下記のとおり納入してください。

年 月 日

小千谷市長



年 月分	公営住宅家賃	円
通知書番号	駐車場使用料 区画分	円
納めるところ 小千谷市指定金融機関 小千谷市収納代理金融機関	督促手数料	円
		円
		円
合 計		円

収納日付印

(納入者)

納期限 年 月 日  
指定納期限 年 月 日

収納済通知書

〒 様

[Empty box for recipient address]

年 月分	公営住宅家賃	円
通知書番号	駐車場使用料 区画分	円
右記のとおり収納しました。 小千谷市指定金融機関 小千谷市収納代理金融機関 小千谷市会計管理者 あて	督促手数料	円
		円
		円
合 計		円

収納日付印

(納入者)

納期限 年 月 日  
指定納期限 年 月 日

(裏面)

表記の家賃等が指定の納期限までに納入されていませんので督促します。

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合は滞納処分を受けることとなります。

① 納入場所

小千谷市役所

小千谷市指定金融機関

小千谷市収納代理金融機関

② 家賃(又は駐車場使用料)を3ヶ月以上滞納した場合は、条例の規定に基づき当該住宅(又は駐車場)の明渡しを請求する場合があります。

③ ご不明な点又は納付書をなくされた場合は、下記にご連絡ください。

④ 本状の到着前に既に納付済の場合は、行き違いですからあらかじめご了承ください。

小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市役所 建設課 建築住宅係

電話0258(83)3514

様式第28号(第20条関係)

納入通知書兼領収書

〒 様

下記のとおり納入してください。

年 月 日

小千谷市長



年 月分	公営住宅家賃	円
通知書番号	延滞金	円
納めるところ 小千谷市指定金融機関 小千谷市収納代理金融機関	駐車場使用料 区画分	円
	延滞金	円
	督促手数料	円
		円
合 計		円

収納日付印

(納入者)

納期限 年 月 日

領収済通知書

〒 様

[Empty box for recipient address]

年 月分	公営住宅家賃	円
通知書番号	延滞金	円
右記のとおり収納しました。 小千谷市指定金融機関 小千谷市収納代理金融機関 小千谷市会計管理者 あて	駐車場使用料 区画分	円
	延滞金	円
	督促手数料	円
		円
合 計		円

収納日付印

(納入者)

納期限 年 月 日

様式第29号(第21条関係)

市営住宅家賃(延滞金・敷金・駐車場使用料)  
減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所  
(市営 住宅 第 号室)  
氏 名

下記のとおり、家賃(延滞金・敷金・駐車場使用料)の減免(徴収の猶予)を受けた  
いので、小千谷市営住宅条例施行規則第21条第1項又は第35条において準用する第  
21条第1項の規定により、申請します。

記

		決 定 額	減 免 希 望 額	減 免 ( 徴 収 猶 予 ) 希 望 期 間					
家賃等		円	円						
減免又は徴収 猶予の理由									
入居している 市営住宅		所 在 地	小千谷市						
		住 宅	市営 住宅 第 号室						
入 居 者 及 び 同 居 親 族	続柄	氏 名	生年月日	職業	勤務先 ・所在地	年 間 所 得	控除額	摘要	
	本人		・ ・						
			個人番号						
			・ ・						
			個人番号						
			・ ・						
		個人番号							
養 同 親 居 族 外 扶		・ ・							
		個人番号							
※ 収入月額(所得額 - 控除額) / 12 = 円 判定 適(減免率 % 減免額 円) ・ 不適									

注 ※印欄は、記入しないこと。



様式第30号(第21条関係)

市営住宅家賃(延滞金・敷金・駐車場使用料)  
減免(徴収猶予)決定通知書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



年 月 日付けで申請のあった家賃(延滞金・敷金・駐車場使用料)の減免(徴収の猶予)について、下記のとおり決定したので通知します。

記

入居している市 営 住 宅	所在地	小千谷市			
	住 宅	市営	住宅	第 号室	
	既決定額	減免額	減免後の額	減免期間	摘要
家賃(敷金)	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで	
減免(徴収猶予) の条件					

様式第31号(第22条関係)

市営住宅収入超過者認定通知書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



下記のとおり収入超過者と認定したので、小千谷市営住宅条例第23条第1項の規定により、通知します。

また、小千谷市営住宅条例第24条の規定により、市営住宅を明け渡すよう努めてください。

記

入居している市営住宅	所在地	小千谷市
	住宅	市営 住宅 第 号室
入居年月日	年 月 日	
収入の額	円	
条例第5条第1項第4号ア又はイ該当事項		
認定年月日	年 月 日	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第32号(第22条関係)

市営住宅高額所得者認定通知書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



下記のとおり高額所得者と認定したので、小千谷市営住宅条例第23条第2項の規定により、通知します。

記

入居している市営住宅	所在地	小千谷市		
	住宅	市営	住宅	第 号室
入居年月日	年 月 日			
収入の額	年中		円	円
認定年月日	年 月 日			
適用期間	年 月 日			

様式第33号（第22条関係）

市営住宅収入超過者（高額所得者）認定意見申述書

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所

（市営 住宅 第 号室）

氏 名

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日付け第 号で通知のあった収入超過者（高額所得者）の認定について、下記のとおり小千谷市営住宅条例第23条第3項の規定により、意見を述べます。

記

入居している市営住宅	所在地	小千谷市
	住 宅	市営 住宅 第 号室
意見申述事項		
理 由		

注 必要に応じ、意見申述事項に係る事実を証する書類を添付すること。

様式第34号(第22条関係)

市営住宅収入超過者(高額所得者)認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



年 月 日付けで意見の申述があった収入超過者(高額所得者)の認定について下記のとおり取り消しますので通知します。

記

入居している市営住宅	所在地	小千谷市
	住宅	市営 住宅 第 号室
取り消す事項		
条件		

様式第35号(第24条関係)

市 営 住 宅(駐 車 場)明 渡 届

小千谷市長	あて	年 月 日			
		住 所 _____			
		(市営 住宅第 号室) ふりがな 入居者氏名 _____			
下記のとおり、市営住宅(駐車場)を明渡しますので、お届けします。					
明渡予定 年 月 日	年 月 日		午前 午後	時 頃	
移 転 先	〒 _____ TEL _____				
明渡理由	<input type="checkbox"/> 住宅新築・購入 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> その他( _____ )				
模様替増 築等に対 する処置	<input type="checkbox"/> 増築等なし <input type="checkbox"/> 返還日までに取りこわす。				
家 賃 等	還付			未納	
	敷 金	家 賃 月分	駐 車 場 使 用 料 月分	家 賃 月分	駐 車 場 使 用 料 月分
	円	円	円	円	円
未納金の 納入方法					

※ 事務処理欄					
入居日	. . .	会計NO _____	事前検査	月 日(時 分)	
敷金・家賃・駐車場使用料還付先 (銀行名・口座NO)			検 査	月 日(時 分)	
_____					

(注) この届出により、住宅の退居検査を受けてください。  
 ※印欄は記入しないでください。

様式第36号(第25条関係)

市 営 住 宅 滅 失 等 報 告 書

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所

(市営 住宅 第 号室)

氏 名



下記のとおり、市営住宅(共同施設)を滅失させた(き損した)ので、報告します。

記

滅失した(き損した)場所	所在地	小千谷市
	住 宅	市営 住宅
滅失(き損)の状況		

様式第37号(第26条関係)

市営住宅模様替え(増築等)許可申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所  
(市営 住宅 第 号室)  
氏 名

下記のとおり市営住宅の模様替え(増築等)をしたいので、申請します。

記

入居している市営住宅	所在地	小千谷市
	住 宅	市営 住宅 第 号室
模様替え(増築等)をする部分		
工事の期間及び内容		
模様替え(増築等)の理由		

添付書類 模様替え又は増築等に係る設計図及び配置図



様式第38号(第26条関係)

市営住宅模様替え(増築等)許可書

第 号  
年 月 日

様

小千谷市長



年 月 日付けで申請のあった市営住宅の模様替え(増築等)について、下記のとおり許可します。

記

入居している 市営住宅	所在地	小千谷市
	住 宅	市営 住宅 第 号室
模様替え(増築等)をする部分		
工事の期間及び内容		
条 件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 承認した模様替え又は増築等以外の模様替え及び増築等をしてはならないこと。</li><li>2 市長が市営住宅の管理上この許可を取り消した場合又は入居者が市営住宅から退去する場合は、直ちに模様替え又は増築をした部分を原状に復さなければならないこと。</li><li>3 2の原状に復するために要する費用は、入居者が負担すること。</li></ol>	

様式第39号(第27条関係)

市営住宅(駐車場)長期不使用許可申請書

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所

(市営 住宅 第 号室)

氏 名

下記の理由により市営住宅(駐車場)を15日以上使用しないので、申請します。

記

入居している市営住宅	所在地	
	住 宅	
使用しない期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用しない理由		

様式第40号(第27条関係)

市営住宅(駐車場)長期不使用許可書

年 月 日

様

小千谷市長



年 月 日付けで申請のあった市営住宅(駐車場)長期不使用について、下記のとおり許可します。

記

許可する 住 宅	所 在 地	
	住 宅	
使用しな い 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
条 件 等		

様式第41号(第28条関係)

(表)

	8.5センチメートル	
第 号	立 入 検 査 証	
写真貼付	職名 氏名	年 月 日生
6 セ ン チ メ ー ト ル	上記の者は、小千谷市営住宅条例第42条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。	
	年 月 日	小千谷市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

(裏)

<p style="text-align: center;">小千谷市営住宅条例抜粋</p> <p>(立入検査)</p> <p>第42条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により検査をする場合において、市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
---

様式第42号(第31条関係)

市営住宅使用許可申請書

小千谷市長 あて

住 所  
名 称  
代 表 者

電話番号

下記のとおり市営住宅を使用したいので、小千谷市営住宅条例施行規則第31条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

使用する 住 宅	所 在 地	小千谷市		
	住 宅	市営	住宅 第	号室
グループホーム等の名称				
使 用 希 望 期 間				
年 月 日から				
責 任 者 氏 名				
責 任 者 連 絡 先		住 所 電話番号		
世 話 人 氏 名				
世 話 人 連 絡 先		住 所 電話番号		
入 居 者 氏 名		生 年 月 日	入 居 者 氏 名	生 年 月 日
		・ ・		・ ・
		・ ・		・ ・
		・ ・		・ ・
緊 急 時 の 連 絡 方 法				

添付書類

- 1 公営住宅法第45条第1項に規定する社会福祉法人等であることを証する書類
- 2 地方公共団体以外の者が申請する場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

様式第43号(第31条関係)

市 営 住 宅 使 用 許 可 書

第 号  
年 月 日

名 称  
代表者名 様

小千谷市長



年 月 日付にて申請のあったことについて、次のとおり許可いたします。

記

許可する住宅	所在地	小千谷市		
	住 宅	市営 住宅		
グループホーム等の名称				
使用の開始が可能な日	年 月 日( )			
住宅の使用料	月額 円			
入 居 者 氏 名	生 年 月 日	入 居 者 氏 名	生 年 月 日	
条 件 等				

市営住宅駐車場使用申込書

年 月 日

小千谷市長 あて

申込者 住 所  
(市営 住宅第 号室)  
氏 名

下記のとおり駐車場を使用したいので、小千谷市営住宅条例第52条第1項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(同居者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、使用の決定をされず、又は取り消されても異議ありません。決定のうえは、申込者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに駐車場を明け渡すことを誓約します。

また、申込者(同居者を含む。)が暴力団員であるか否かの確認のため、警察に照会がなされることに同意します。

記

申込駐車場	所在地	小千谷市
	名称	市営 住宅 駐車場
申込者と同居者との関係	入居者氏名	
	住 宅	市営 住宅 第 号室
	続 柄 等	
自動車の登録番号		
車 種 及 び 色		
使用希望期間		
年 月 日から 年 月 日まで		
駐車場に困窮する実情	1 申込者又は当該申込者の同居者が小千谷市営住宅条例施行規則第6条第6号に掲げる者である場合であって、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなる。 2 申込者又は当該申込者の同居者が高齢、疾病等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者である場合であって、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなる。 3 申込者又は当該申込者の同居者が、疾病又は傷害により長期の治療を受ける必要がある者である場合であって、駐車場がないと通院が困難である。 4 その他( )	

注 「駐車場に困窮する実情」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

添付書類

- 1 当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し
- 2 小千谷市営住宅条例施行規則第35条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

様式第45号(第34条関係)

市営住宅駐車場使用決定書

様

小千谷市長



年 月 日付で申込のあった駐車場の使用について、下記のとおり決定します。

記

使用を決定する駐車場	所在地	小千谷市
	名称	市営 駐車場 番区画
駐車場使用者		
申込者と入居者との関係	入居者氏名	
	住宅	市営 住宅 第 号室
	続柄等	
使用可能日		年 月 日
条 件		



様式第46号(第37条関係)

駐 車 車 両 変 更 届 出 書

年 月 日

小千谷市長 あて

住 所

(市営 住宅 第 号室)

氏 名

電話番号

私が使用許可を受けている市営  
更したのでお届けします。

駐 車 場 番の駐車車両を下記のとおり変

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更後の駐車車両

登 録 番 号			
会社名及び車名			
種 別	普通・小型・軽	乗 車 定 員	人
最 大 積 載 量	kg	車 両 総 重 量	kg

添付書類

自動車検査証の写し

様式第1号 (第2条の2関係)  
様式第2号 (第2条の2関係)  
様式第2号の2 (第2条の2・第13条・第15条関係)  
様式第3号 (第3条関係)  
様式第4号 (第3条関係)  
様式第5号 (第7条関係)  
様式第6号 (第8条関係)  
様式第6号の2 (第9条の2関係)  
様式第7号 (第10条関係)  
様式第8号 (第10条関係)  
様式第9号 (第10条関係)  
様式第10号 (第10条関係)  
様式第10号の2 (第10条の2関係)  
様式第11号 (第11条関係)  
様式第12号 (第11条関係)  
様式第13号 (第12条関係)  
様式第14号 (第12条関係)  
様式第15号 (第13条関係)  
様式第16号 (第13条関係)  
様式第17号 (第14条関係)  
様式第18号 (第15条関係)  
様式第19号 (第15条関係)  
様式第20号 (第16条関係)  
様式第21号 (第17条関係)  
様式第22号 (第17条関係)  
様式第23号 (第18条関係)  
様式第24号 (第18条関係)  
様式第25号 (第18条関係)  
様式第26号 (第19条・第38条関係)  
様式第27号 (第20条関係)

様式第28号 (第20条関係)  
様式第29号 (第21条関係)  
様式第30号 (第21条関係)  
様式第31号 (第22条関係)  
様式第32号 (第22条関係)  
様式第33号 (第22条関係)  
様式第34号 (第22条関係)  
様式第35号 (第24条関係)  
様式第36号 (第25条関係)  
様式第37号 (第26条関係)  
様式第38号 (第26条関係)  
様式第39号 (第27条関係)  
様式第40号 (第27条関係)  
様式第41号 (第28条関係)  
様式第42号 (第31条関係)  
様式第43号 (第31条関係)  
様式第44号 (第33条関係)  
様式第45号 (第34条関係)  
様式第46号 (第37条関係)